

物件売買契約書

売扱人 黒潮町（以下「甲」という。）と買受人 以下「乙」という。）
とは、町有財産の売買について次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲・乙両者は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件の名称及び数量は、次の通りとする。

- (1) 種別
- (2) 車名
- (3) 車台番号
- (4) 排気量
- (5) 数量

（売買代金）

第3条 売買物件の売買代金は、金 円とする。ただし、取引に係る消費税及び地方消費税を含む。なお、第5条の契約保証金を充当するものとする。

（売買代金の支払い）

第4条 乙は、前条に定める売買代金から、乙が既に納付した契約保証金を除く金額を令和 年 月 日までに、甲の指定する方法により納入するものとする。

（契約保証金の充当）

第5条 甲は、乙が前条に定めるところにより売買代金の残金を完納したときは、契約保証金を甲において売買代金に充当する。

- 2 前条の契約保証金は、利息を付けないものとする。
- 3 第1項の契約保証金は、乙の責に帰すべき事由により、この契約が解除されたときは甲に帰属する。
- 4 契約保証金には入札保証金を充当する。

（所有権の移転等）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に、甲から乙に移転するものとする。

- 2 移転に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、当該物件を甲の指定する場所において現況有姿のまま乙に引渡すものとする。

- 2 乙は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、甲の指示に従うとともに、これにかかる輸送手配等の手続きは、乙が行わなければならない。
- 3 前2項に要する費用は、乙の負担とする。
- 4 乙は、引渡しの際に当該物件の売買物件受領書を甲に提出するものとする。
- 5 乙は、指定された日に引渡しを受けることができない場合は、甲に保管依頼書を提出しなければならない。

(名義変更)

第8条 売買物件の所有権が乙に移転した後、甲は乙に対し名義変更手続きに必要な書類等を交付するものとし、乙は交付された書類等により、遅滞なく移転登録申請等を行うものとする。

- 2 乙は、移転登録等を行った後、甲から請求された場合は、速やかに移転登録等を行ったことを証明する書類の写しを提出しなければならない。

(危険負担)

第9条 この契約締結後に売買物件が甲の責めに帰することのできない理由により消滅又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 乙が売買物件の引渡しを受けた後、売買物件に契約の内容に適合しないことを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償の責任)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を、乙に請求することができるものとする。

(費用負担)

第13条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第14条 本契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住 所

甲

氏 名

印

住 所

乙

氏 名

印